

自治会・町内会のための 防犯灯マニュアル

～目次～

- 1 防犯灯とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 市内の様々な照明灯・・・・・・・・・・P1
- 3 防犯灯を点検しましょう・・・・・・・・・・P2
- 4 行政財産目的外使用許可の申請について・・・P3
- 5 防犯灯補助金について・・・・・・・・・・P3
- 6 補助金の種類と申請方法・・・・・・・・・・P4
- 7 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 8 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

市ホームページでは最新情報を掲載しています。
右記二次元コードからアクセスしてご覧ください。
(トップページ>分類でさがす>防災・救急・安全>
防犯・安全>防犯>防犯灯補助金の概要)



防犯灯ページの
二次元コード

尾張旭市市民生活部市民活動課交通防犯係

住 所 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話 0561-76-8128 (直通)

FAX 0561-52-0831

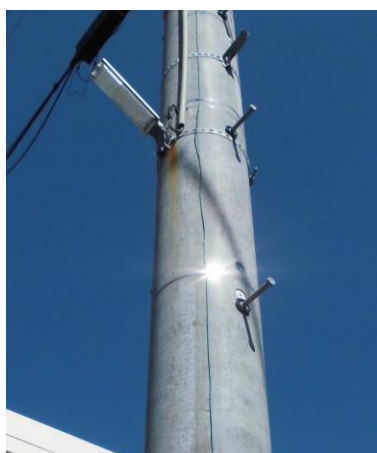
令和7年4月作成

1 防犯灯とは

防犯灯とは、自治会・町内会等が、公共の安全及び犯罪防止を図り、生活道路の暗がり解消するために設置する夜間照明灯をいいます。設置場所によっては、電柱に共架したものや専用の柱に設置するタイプがあります。

現在、市内には多数の防犯灯が設置されており、自治会・町内会等の皆様により維持管理されています。

電柱に設置してある防犯灯
(共架柱の防犯灯)



専用柱に設置してある防犯灯
(独立柱の防犯灯)



2 市内の様々な照明灯

市内には様々な照明灯があり、それぞれ管理者が異なります。

もし、球切れなどお気づきになられた時には、それぞれの施設管理者までお知らせください。

○市が管理している街路灯（道路照明灯）

夜間における道路状況、交通状況を把握するための視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図る目的で道路管理者が設置しています。

土木管理課管理係 0561-76-8164



○公園照明灯

公園内の照明を目的に設置された照明灯です。
公園の管理者が維持管理を行っています。

公園農政課公園緑地係 0561-76-8161

※ちびっこ広場の照明灯は防犯灯として、町内会が管理しているものがあります。



○商店街の装飾灯

商店街の振興や地域の活性化を目的に商店街が設置する照明灯です。

照明灯に商店街名が書かれています。



3 防犯灯を点検しましょう

以下、防犯灯の点検項目を列挙します。

☐壊れたままで、何年も放置されているような防犯灯はありませんか？

→電気工事店に依頼し、ほかの必要な場所へ移設するか、撤去を検討してください。

☐根元が腐りかけて倒れそうな専用柱はありませんか？

→電気工事店に依頼し、ポールを交換しましょう。

☐枝葉に隠れて、用をなしていない防犯灯はありませんか？

→土地の所有者に刈り込んでくれるように依頼してください。

☐昼間もつきっぱなしの防犯灯はありませんか？

→電気工事店に依頼して補修してください。

4 行政財産目的外使用許可の申請について

防犯灯を設置する場合、電柱等を所管している電力・通信事業者等に使用申請し、許可を得てから設置工事をしているかと思いますが、市道や公園など、市の施設上に電柱等がある場合は、上記の事業者による施設の使用許可だけでなく、その土地を所管している市担当課に対して、「行政財産目的外使用許可（都市公園の場合は都市公園占有許可）」の申請をしていただく必要があります。

防犯灯の設置工事前に申請をしていただくことになりますので、設置を検討されている自治会・町内会等の皆様におかれましては、一度施設所管課又は市民活動課まで御相談ください。

5 防犯灯補助金について

市では、夜間の犯罪防止及び暗がり解消のため、自治会・町内会等が設置する防犯灯の必要な経費や維持管理の費用に対し、「尾張旭市防犯灯の設置、器具取替及び維持管理補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で補助を行っています。

○ 防犯灯設置、器具取替補助金について（抜粋）

（自治会、町内会等が既設電柱に防犯灯を設置した場合）

種 類	区 分	補助金額
防犯灯 設置事業	LED 灯 20W 型相当	補助対象経費の 1/2 (1 灯につき上限 16,000 円)
	LED 灯 32W 型以上相当	補助対象経費の 1/2 (1 灯につき上限 22,000 円)

（維持管理している防犯灯の器具取替えをした場合）

種 類	区 分	補助金額
防犯灯 器具取替事業	LED 灯 20W 型相当	補助対象経費の 1/2 (1 灯につき上限 13,500 円)
	LED 灯 32W 型以上相当	補助対象経費の 1/2 (1 灯につき上限 19,000 円)

※令和 7 年 4 月 1 日から、定額助成から、補助対象経費の 1 / 2 以内の補助に変更しています。なお、補助上限金額は、変更ありません。

○ 防犯灯維持管理補助金について

8 月 1 日現在の維持管理灯数として、1 灯につき 1,700 円（令和 7 年度予定額）を補助します。

6 補助金の種類と申請方法 ※電子申請でも受け付けます。

(1) 防犯灯維持管理補助金

- ① 8月1日現在の維持管理灯数として、1灯につき1,700円（令和7年度予定額）を補助

- ② 申請方法

ア 市から毎年7月中旬以降に「防犯灯維持管理補助金交付申請書兼実績報告書」及び「防犯灯の位置図」を防犯灯維持管理団体の長（連合自治会長、自治会長、町内会長等）に送付。



イ 防犯灯維持管理団体の長は8月1日現在の防犯灯を「防犯灯の位置図」を参考に確認し「防犯灯維持管理補助金交付申請書兼実績報告書」に代表者住所・氏名を記入する。（訂正があればその旨を申請書及び位置図に記入する。）「補助金請求書」に振込先、代表者住所、氏名、電話番号を記入する。添付書類として「中部電力の防犯灯電気料金の明細がわかる書類を添付し、市が指定する期日までに市に提出。



ウ 市は、「防犯灯維持管理補助金交付決定通知書」を防犯灯維持管理団体の長に送付。



エ 市は指定された口座に補助金を振り込む。

(2) 防犯灯設置補助金

- ① 防犯灯を設置した場合

- ② 申請方法

ア 防犯灯の設置の設置後、防犯灯維持管理団体の長は市に「防犯灯設置補助金交付申請書兼実績報告書」に必要事項（裏面に防犯灯設置場所を記入）を記入し、設置費を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）また、申請書の裏面に防犯灯設置場所を記入しない場合は、防犯灯の設置の設置位置図を添付し市に提出



イ 市は、申請に基づき「防犯灯設置及び器具取替補助金交付決定通知書」を防犯灯維持管理団体の長に送付



ウ 市は指定された口座に補助金を振り込む。

(3) 防犯灯器具取替補助金

① 防犯灯の器具を取替えした場合

② 申請方法

ア 防犯灯の器具の取替え後、防犯灯維持管理団体の長は市に「防犯灯器具取替補助金交付申請書兼実績報告書」に必要事項（裏面に防犯灯器具取替場所を記入）を記入し、取替費を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）また、申請書の裏面に防犯灯器具取替場所を記入しない場合は、防犯灯の器具の取替位置図を添付し市に提出



イ 市は、申請に基づき「防犯灯設置及び器具取替補助金交付決定通知書」を防犯灯維持管理団体の長に送付



ウ 市は指定された口座に補助金を振り込む。

- 設置、器具取替をされる場合は、電気工事店にご相談ください。工事施行、費用を支払った後、市の補助申請をしてください。

7 よくある質問

Q1 消えている防犯灯を見つけた場合、どうすればよいですか。

A1 防犯灯を管理している町内会・自治会の担当の方は、防犯灯の位置を電気工事店に連絡して修理を依頼してください。また、町内会の加入者の方々には防犯灯が切れていた場合の連絡方法をあらかじめお知らせください。

Q2 防犯灯の維持管理とは、具体的になにをすればよいですか。

A2 所有する防犯灯の故障を確認した際に、当該防犯灯の位置を電気工事店に連絡し、復旧したことを確認することがメインとなります。

Q3 施工業者を紹介してもらえませんか。

A3 市では、公平性の観点から特定の業者を紹介することは原則いたしません。

Q4 防犯灯を撤去したいが、補助の対象になりますか。

A4 尾張旭市防犯灯の設置、器具取替及び維持管理補助金は、新設設置及び器具取替を対象としています。撤去のみの場合は補助の対象とはなりません。

Q5 業者から電柱の移設等で防犯灯を移設して欲しい旨の通知が来た場合、どうしたらいいですか。

A5 事業者の説明を聞き、移設について町内で話し合い、防犯灯の移設工事を防犯灯の工事業者に依頼してください。なお、防犯灯の移設工事費用は、電柱を借りて防犯灯を取り付けているため、移設の原因が電柱所有者側にあっても、原則的に防犯灯の所有者が負担することになります。移設完了後、設置補助金が出る場合がありますので、市民活動課までご相談ください。市からも移設の情報が入り次第ご連絡します。

Q6 中部電力がペーパーレス・有料化していますが、維持管理補助金申請の際に領収書は必要ですか。

A6 中部電力のペーパーレス・有料化に領収書は含まれていませんので、引き続き防犯灯電気料金の明細がわかる書類の提出をお願いします。

防犯灯維持管理補助の目的として、電気代等を支払・管理していることを確認するため、防犯灯電気料金の明細がわかる書類の提出をお願いしております。領収書ではなく、普段電気代の支払いを確認する手段として利用しているインターネットのカテエネやビジエネの画面等の書類（電子申請では画像データ）でも結構です。

（なお、令和4年4月より中部電力のペーパーレス・有料化に伴い、電気の検針結果や請求書・振込用紙が有料となりますので、口座振替で支払っていない場合は発行手数料が掛かりますのでご注意ください。）

Q7 電子申請はどのように利用するのですか。

A7 市ホームページで確認をお願いします。

（トップページ＞分類でさがす＞防災・救急・安全＞

防犯・安全＞防犯＞防犯灯補助金の概要）



防犯灯ページの
二次元コード

Q8 口座の名義を3月に切り替えるのですが、いつまでに補助金申請すればいいですか。

A8 口座名義を切り替える日程はそれぞれで違いますので、いつまでという期限は決めていません。目安としては、3月に提出していただくものは、4月に支払いとなるので、口座名義を変えてから補助金申請をしていただくとよいです。

なお、決定通知書に振込日を記載しますので、その日までは名義を変えないようにしていただくようお願いいたします。

8 参考資料 記載例

(記 載 例)

(消せるボールペンで記入しないでください)

防犯灯設置補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

自治会等名称 ○○自治会
代表者住所 東大道町原田2600-1
氏 名 会長 旭 太郎

次のとおり防犯灯を設置したので、補助金の交付を申請します。

交付申請額 (記入しないでください) 円

番号	設置月日	工事施行業者	設 置 の 別		電柱番号	防 犯 灯 式 形	※確認
1	4 月 15 日	◇◇電気(有)	既 設 電 柱	専用柱	11 ア 1234	△△電工(株) 32型FT1234	
2	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
3	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
4	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
5	月 日		既 設 電 柱	専用柱			
補助対象経費				円（税込）			
備考	1 交付申請額は、補助対象経費の1/2に相当する額を記入すること（上限あり。10円未満切捨て）。 2 設置の別は、該当する方を○で囲むこと。 3 電柱番号は、既設電柱に設置した場合はその電柱番号を、専用柱に設置した場合は引込みをした電柱の電柱番号を記入すること。 4 防犯灯形式は、メーカー・形式番号等を記入すること。 5 ※確認欄は、記入しないこと。 6 設置費を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）を添付すること。						

※ 6の設置費を支払ったことが確認できる書類(領収書の写し等)について、銀行振込みなどで、領収書がない場合は、振込みを行った振込み用紙のコピーに「防犯灯設置費」と記入し申請者の記名をしてください。

※ 市道など市の施設上に電柱等があり、そこに防犯灯を設置する場合、事業者への施設使用許可だけでなく、土地を所管している市担当課に、「行政財産目的外使用許可」等の申請が必要です。設置工事前に申請が必要です。施設所管課又は市民活動課まで御相談ください。

第2号様式（第7条関係） （記 載 例）

（消せるボールペンで記入しないでください）

防犯灯器具取替補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

自治会等名称 ○○町内会
代表者住所 東大道町原田2600-1
氏 名 会長 旭 花子

次のとおり防犯灯の器具を取り替えたので、補助金の交付を申請します。

交付申請額 （記入しないでください） 円

番号	取替月日	工事施行業者	設 置 の 別	電柱番号	防 犯 灯 式 形	※確認
1	5月8日	◇◇電工(株)	既設電柱	20ア 1234	△△電工(株) 20型 FY2020	
2	月 日		既設電柱			
3	月 日		既設電柱			
4	月 日		既設電柱			
5	月 日		既設電柱			
補助対象経費				円（税込）		
備考	1 交付申請額は、補助対象経費の1/2に相当する額を記入すること（上限あり。10円未満切捨て）。 2 設置の別は、該当する方を○で囲むこと。 3 電柱番号は、既設電柱に設置した防犯灯の器具取替えをした場合はその電柱番号を、専用柱に設置した防犯灯の器具取替えをした場合は引込みをした電柱の電柱番号を記入すること。 4 防犯灯形式は、メーカー・形式番号を記入すること。 5 ※確認欄は、記入しないこと。 6 取替費を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）を添付すること。					

※ 6の取替費を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）について、銀行振込みなどで、領収書がない場合は、振込みを行った振込み用紙のコピーに「防犯灯器具取替費」と記入し申請者の記名をしてください。

※ 市道など市の施設上に電柱等があり、そこに防犯灯を設置する場合、事業者への施設使用許可だけでなく、土地を所管している市担当課に、「行政財産目的外使用許可」等の申請が必要です。器具取替の場合は、設置時の申請状況を確認し、未申請の場合は新規申請を施設所管課までお願いします。

(記入例) (消せるボールペンで記入しないでください)

補助金請求書

補助金の名称	防犯灯設置補助金・防犯灯器具取替補助金・防犯灯維持管理補助金		
交付決定年月日等	令和 年 月 日付 市活 第 号		
請求額	〇〇,〇〇〇 円		
振込先	金融機関名	預金の種類	
	尾張あさひ 銀行 信用金庫 農協	旭 本店 支店 本所 支所	普通・当座
	口座番号	口座名義人(フリガナ)	
	1 2 3 4 5 6	〇〇ジチカイ カイケイ オワリハナコ 〇〇自治会 会計 尾張花子	

(預金通帳の名義を、そのまま記入してください)

(自治会等の名称の入った口座名義を使ってください。個人名義の通帳では、振り込まれないことがあります。)

上記のとおり補助金を請求します。

令和 年 月 日 ← 記入しないでください

尾張旭市長 殿
記入してください

自治会等名称	〇〇自治会
代表者住所	尾張旭市東大道町原田2600-1
氏名	旭 太郎
(電話 0561-53-△△△△)	

注1 太枠の中のみ記入してください。

2 口座名義人欄には、名義に自治会等の名称や役職が含まれるときは省略しないで記入してください。